

新型コロナウイルス感染症に感染した者が発生した場合の対応

西脇市教育委員会

令和2年6月9日

1 児童生徒、教職員が陽性となった場合

児童生徒・教職員が新型コロナウイルス感染症において陽性と診断された場合には、当該校を臨時休業とする。（現在、検査結果判明は、午前中となっている。）判明次第、当該校は、一斉下校とする。

その後、最長2週間の臨時休業とする。

ただし、陽性判明の当日から行われる保健所等による調査によって（通常1日～2日間）、感染者の感染経路が判明しており、学校外で感染したことが明らかであって、他の児童生徒等に感染を広めている恐れが低い場合には、臨時休業を解除し、学年単位や学級単位の閉鎖、分散登校などの対応となる可能性もある。この判断に際しては、保健所や学校医からの助言を受けることとする。

2 児童生徒、教職員が濃厚接触者となった場合

児童生徒、教職員が保健所から濃厚接触者と確定された場合は、当該児童生徒、教職員は2週間の出席（出勤）停止とする。（※令和2年6月2日以降、濃厚接触者にはPCR検査が行われることとなっている。）

3 児童生徒・教職員がPCR検査を受けた場合

自校の児童生徒・教職員が「PCR検査を受けたこと」、もしくは、「濃厚接触者であること」の情報を得た学校長は、速やかに市教育委員会にその旨を速報するものとする。

4 その他

感染の恐れから出席できない生徒については、令和2年6月9日以降は「欠席」とする。ただし、本人及び保護者に対しては、学校における感染防止対策について丁寧に説明を行うこととする。